

(遺伝子組換え食用作物に係る措置)

- 第18条** 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第4条第1項の規定により承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え食用作物（同法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等のうち、作物その他の植物（以下「作物等」という。）であつて、食用に供されるために栽培されるもの（食用には供されないが、食用に供されるために栽培される作物等との間で交雑又は混入が生じるおそれのあるものを含む。）をいう。以下同じ。）を栽培しようとする者（以下「栽培者」という。）は、あらかじめ、交雑が生じるおそれが高い範囲として知事が定める範囲内において一般食用作物（食用に供されるために栽培される作物等であつて、遺伝子組換え食用作物でないものをいう。以下同じ。）を栽培する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催その他の方法により当該遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させなければならない。
- 2 栽培者は、遺伝子組換え食用作物の一般食用作物との交雑及び一般食用作物への混入を防止する措置（以下「交雑混入防止措置」という。）を講じなければならない。
 - 3 栽培者は、規則で定めるところにより、交雑混入防止措置の内容のほか、遺伝子組換え食用作物の栽培場所その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
 - 4 府は、食品等に対する信頼性を確保するため、遺伝子組換え食用作物の栽培の内容に係る情報の提供、栽培者による交雑混入防止措置に係る技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(趣旨)

遺伝子組換え技術は、食料問題や環境問題を解決するキーテクノロジーとして期待されている一方で、遺伝子組換え食品に対し、不安を感じている人も少なくない状況にあります。

食用の遺伝子組換え作物は、世界で平成17年現在、9,000万ha（日本の耕地面積の19倍、日本の国土の2倍強）で栽培されており、日本国内でも国の承認が得られれば、野外でも栽培することは可能です。

府は、「京の伝統野菜」に代表されるように古くから伝わる種子を大事にして農産物のブランド化を進めてきました。交雑防止措置等の対策を講じないもとの府内での遺伝子組換え食用作物の栽培は、これまでに築き上げたブランドイメージに大きな影響を与える可能性があります。

そこで、府内で遺伝子組換え食用作物を栽培しようとする場合には、①事前に栽培計画を周辺関係者に周知するとともに知事へ報告すること、加えて②一般食用作物との交雑混入防止措置を講じることの義務を明らかにしています。

(解説)

遺伝子組換え作物を屋外で栽培する場合は、商業用の場合はもちろん、研究目的の場合も含め、栽培場所が京都府内にあれば本条例が適用されます。

なお、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に規定する第二種使用規程に基づく栽培の場合（国の承認を得て研究室内で行われる場合）は、本条例の適用外です。

対象となる作物は、①遺伝子組換え食用作物に加え、②一般食用作物と交雑する可能性が否定できない遺伝子組換え作物です。

【第1項】

カルタヘナ法に基づき国の承認を得て遺伝子組換え作物を栽培しようとする者に、地域関係者へ事前に周知することを義務付けるものです。

周知すべき地域関係者とは、本項に規定する①知事が定める範囲内（京都府公報で別途告示します）において一般食用作物を栽培する者のほか、②知事が規則で定める者です。

* ②については、京都府食の安心・安全推進条例施行規則（平成18年京都府規則第6号）で定めています。

また、周知の方法については「説明会の開催その他の方法」としており、特に指定していませんが、栽培計画者の責任において確実に周知していただく必要があります。

【第2項】

遺伝子組換え作物の栽培者に対して、自らの責任において一般食用作物との交雑・混入を防止する措置を行うことを義務付けるものです。

【第3項】

遺伝子組換え作物の栽培者が、知事に対して報告を行わなければならないことを義務付けるものです。

詳細は、上記の規則で定めています。

報告は、規則に基づき、遺伝子組換え食用作物の栽培を開始する日の90日前までに行う必要があります。報告事項は、規則第2条で具体的に定めており、更に報告書の様式についても規則（第1号様式）で定めています。

報告事項は、栽培内容のほか、一般食用作物との交雑混入防止措置、モニタリング措置及びその結果などです。

なお、報告書の提出先は、京都府食の安心・安全推進課です。

【第4項】

府の役割として、①第3項で報告があった内容の情報提供、②遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置に関する技術的な支援を行うこととしています。

①の情報提供の方法としては、府のホームページに掲載することなどです。

②の遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置、モニタリング措置に関する技術的な支援として、「遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置等に関する指針」（仮称）の作成などを考えています。

なお、この指針では、一般的な条件の下での共通的なものを示すことにしており、異なる個々の条件の下では、府の指針と同等又はそれ以上の措置を栽培者の責任において講じることを必要としています。